

ハラスメント防止条例検討事項(各会派等意見とりまとめ)

項目	検討事項等	大阪維新の会	公明党	自由民主党・市民クラブ	堺創志会	日本共産党	水ノ上議員	長谷川議員
誰に対するハラスメントを対象とするのか	・職員 ・職員及び議員 ・議員及び議員になろうとする者 等	・職員 なろうとする者は府条例に含まれている。	・職員及び議員	・議員及び議員になろうとする者と職員 本来は市民全体の問題	・職員及び議員	・職員及び議員 「議員になろうとする者」まで含めると広範過ぎて議会が関与するものとして実効性がないのではないかな。	・職員	・職員及び議員
誰がハラスメント相談を受けるのか(相談窓口の設置)	・第三者外部機関等(弁護士、カウンセラー等) ・議長 ・議会局職員 ・議員で構成する会議体 ・当局設置窓口 等	・議長 ・当局設置窓口等	・第三者外部機関等(弁護士、カウンセラー等)	・第三者外部機関等(弁護士、カウンセラー等)	・議長 ・議会局職員	・第三者外部機関等(弁護士、カウンセラー等) 加害者と関与する可能性がある人物は不相当であるので、第三者機関が必要。窓口について、対象者に知らせるカードや掲示物を検討してほしい。	・議員で構成する会議体及び当局設置窓口	・議員で構成する会議体及び第三者外部機関
(調査が必要な場合) 誰がハラスメント調査を行うのか	・第三者外部機関等 ・議長 ・議員で構成する会議体 ・当局調査機関 等	・第三者外部機関等(に助言をもらうことができる) ・当局調査機関等	・第三者外部機関等 基本は第三者外部機関等で構わないが、第三者外部機関だけの調査でまかなえるのか？ たとえば議員間どうしの場合など議会の中での調査が必要となれば、議会の権限や調査権も必要であると考ええる。	・第三者外部機関等	・第三者外部機関等	・第三者外部機関等 第三者が適当。	・議員で構成する会議体及び第三者外部機関	・議員で構成する会議体及び第三者外部機関
被害防止措置を実施するにあたっての対応	・議員で構成する会議体(審査会)への付議 ・第三者外部機関等への諮問 等	・第三者外部機関等への諮問 等	・議員で構成する会議体(審査会)への付議 ・第三者外部機関等への諮問 等 被害防止措置ではなく、被害対策措置とすべきではないか 百条委員会や決議を要する場合など議長をトップとする(審査会)等も設けることが必要ではないか。	・第三者外部機関等への諮問 等	・議員で構成する会議体(審議会)への付議	・議員で構成する会議体(審査会)への付議 ・第三者外部機関等への諮問 等 具体的な議会としての対応検討には、議会の対応を実施できる者が必要。不当な対応を防ぐため第三者も必要。	・議員で構成する会議体(審査会)への付議及び第三者外部機関等への諮問 等	・議員で構成する会議体(審査会)への付議及び第三者外部機関等への諮問 等
具体的な被害防止措置①	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合)等	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等 議員に理解されるような「被害を防止する研修会」等を定期的に開催していくことが重要であると考ええる。	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等 ハラスメントになるおそれがある場合とはどのような時か、「注意喚起」「中止の求め」「勧告」の違い、勧告を出す主体はどこか、などの議論が必要。	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等	・注意喚起(ハラスメントになるおそれがある場合) ・中止の求め(ハラスメントである場合) ・勧告(ハラスメントが繰り返され、程度が甚だしい場合) 等 「研修」を加える
(勧告に応じない場合) 具体的な被害防止措置②	・氏名等の公表 ・議会への報告 等	・氏名等の公表 ・議会への報告 等	・議会への報告 等 議会への報告をもって氏名も公表されるものとする。	・氏名等の公表 ・議会への報告 ・議員辞職勧告 場合によっては司法に委ねる	・氏名等の公表 ・議会への報告 等	・氏名等の公表 ・議会への報告 等 氏名等の公表の媒体はどこになるのか。 条例制定後も実態に合わせて都度改正の議論が必要になると思われる。	・氏名等の公表 ・議会への報告 等	・必要に応じて、辞職勧告